

議案第24号

**東近江市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例

東近江市開発許可の基準等に関する条例（平成18年東近江市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号を次のように改める。

- (6) 政令第29条の9各号に掲げる区域及び政令第8条第1項第2号ハ又はニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域（これらの区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。第7条第1項第5号において同じ。）を含まない土地の区域

第7条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 政令第29条の9各号に掲げる区域及び政令第8条第1項第2号ハ又はニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域を含まない土地の区域

第8条第1号を次のように改める。

- (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（当該区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域における別表に掲げる開発行為

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条、第35条の2、第42条又は第43条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第5条第1項、第7条第1項又は第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案理由

都市計画法の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。